

事務連絡
令和2年2月27日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「COVID-19 に対する抗ウイルス薬による治療の考え方 第1版」の公表について

COVID-19 の抗ウイルス薬による治療に関する知見は現時点では限られておりますが、過去には重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）患者に対して既存の抗ウイルス薬が使用されており、これらの事実に基づき、日本感染症学会が COVID-19 の抗ウイルス薬に関する暫定的な指針「COVID-19 に対する抗ウイルス薬による治療の考え方 第1版」をとりまとめておりますので、ご参考までにお知らせします。

また、現在 COVID-19 に関する知見が引き続き集積しつつあり、本指針は COVID-19 の治療に関して新たに重要な知見が出てきた段階で改訂を予定しているとお聞きしています。

本指針は当該事務連絡に別添するとともに、日本社団法人日本感染症学会のホームページにも掲載しております (http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/covid19_antiviral_drug_200227.pdf)。

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症に対する治療の際に参考としていただきますよう管内医療機関に周知をお願いいたします。

また、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会宛てに発出しておりますことを申し添えます。

【問い合わせ】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部（技術総括班）

担当：竹下、上戸

電話番号：03-5253-1111（内線：8045）